

## 令和2年度「群馬県立歴史博物館会計年度任用職員（解説員）」の募集のご案内

歴史博物館の展示解説・案内業務を行う会計年度任用職員（非常勤職員）を募集します。

**職務内容**： ・常設展示等の解説に関する業務（一般、学校団体等）  
・来館者への総合案内、質問対応、展示室看視等に関する業務  
・資料整理などその他博物館活動に関する業務

**募集人員**：1名

**募集対象**：以下の条件を満たしている方

- ・歴史博物館の活動に興味・関心があり、来館者の対応が出来る人
- ・基本的なパソコン操作ができること（一太郎、ワード及びエクセル）
- ・4年制大学卒以上の学歴が望ましい
- ・学芸員資格又は教員免許取得者がなお望ましい

なお、以下に該当する方は、応募できませんので御了承ください。

- (1) 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する人）
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）  
外国籍の方も応募できます。ただし、就職が制限される在留資格の人は採用されません。

**勤務時間**：週4日29時間（交代制勤務 土日祝日勤務あり）  
9時00分から17時15分まで。うち休憩時間60分  
所定勤務時間を超える勤務はありません。

**勤務地**：群馬県立歴史博物館 高崎市綿貫町992-1（自家用車通勤可）

**任用期間**：令和3年2月1日から令和3年3月31日まで

採用後、原則として1月間は条件付採用期間とします。

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（最長3会計年度）

**給与支払日**：原則として毎月10日（毎月末日締切翌月支払）

**給与** : (月額) 127,300円

**諸手当等** : 給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当、期末手当が支給

**加入保険等** : 雇用保険、社会保険

**災害補償** : 労働者災害補償保険制度の適用

**応募方法** : 最寄りのハローワークを通じて申込みをしてください。

郵送にて送付。履歴書(所定様式)には、業務上有用と思われる資格を記載する。

書類選考の上、面接日時等を通知

令和3年1月15日(金)(必着)ただし応募状況によって、締切りを延長する場合があります

**宛先** : 郵便番号370-1293 高崎市綿貫町992-1

群馬県立歴史博物館 次長あて

**その他** : 応募の秘密については厳守する。

採用者にあつては地方公務員法の適用を受ける。任用期間後については、勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることもあり

(最長3会計年度)

※3会計年度終了後も、公募を経たうえで改めて任用される場合もあり

**問い合わせ先** : 郵便番号370-1293 高崎市綿貫町992-1

群馬県立歴史博物館 次長 町田

電話027-346-5522 FAX027-346-5534